

茨城県ふっこう割 取扱マニュアル (暫定版)

令和2年（2020年）1月20日（更新）

マニュアルは随時更新いたします。
随時、下記サイトの確認をよろしくお願いいたします。

- ・茨城県ふっこう割ホームページ (<https://ibaraki-fukkou.jp/>)
- ・「観光いばらき」ホームページ内ふっこう割ページ
- ・茨城県観光物産課ホームページ

茨城県ふっこう割事務局（株式会社JTB水戸支店内）
住所：〒310-0803 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル2階
電話番号：029-225-5253
メールアドレス：ibaraki_fukkou@jtb.com
事務局営業時間：月曜日～金曜日 10時～17時
（土日祝・年末年始※12/28～1/5休業）

1. はじめに ～茨城県ふっこう割の実施にあたって～

本事業における商品の販売及び補助金の申請については、令和元年度台風被害観光支援事業補助金(ふっこう割)交付要項及び本書を確認の上、間違いのないようお願いいたします。あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。

なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問合せください。

台風第19号は本県観光地に大きな被害をもたらしたところであり、風評被害や自粛ムードによる旅行控えや、宿泊キャンセルの影響が懸念されます。そこで、国の制度を活用し、旅行者・宿泊施設に対して、旅行料金・宿泊料金の割引を支援することにより、観光需要の喚起を図ります。

交付決定通知を受けた補助事業者は、旅行商品を販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いいたします。ルールを逸脱した場合、対象外商品とみなし、販売後の実績報告時審査で、補助金のお支払いが出来ない場合がありますので、ご注意ください。

【本事業への参加条件】

- ・別に示す令和元年度台風被害観光支援事業補助金(ふっこう割)交付要項により、補助金交付申請を行うこと。
- ・茨城県が決める補助金の交付決定額に同意できること。
- ・販売実績に応じて補助金を支払うことに同意できること。
- ・茨城県及び事務局の求めに応じ、各社ごとに対象商品を取りまとめて申請を行うこと。
- ・本書に示す事業内容等に同意できること。

2. 茨城県ふっこう割利用に係る留意事項

【令和元年度台風被害観光支援事業補助金(ふっこう割)交付要項】に則った取組が条件です。事業開始前に必ずご確認ください。内容が複雑ですので、実務上遵守いただくことを、本マニュアルにより補足してご案内いたします。

※マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

★申請書類、マニュアル等は下記より入手いただけます。

- ・茨城県ふっこう割特設サイト(<https://ibaraki-fukkou.jp/>)
- ・観光いばらきホームページ内(茨城県ふっこう割ページより)
- ・茨城県観光物産課ホームページより



観光いばらき内トップバナーをクリック！

★旅行・宿泊商品の対象期間

交付決定日から令和2年3月14日(土)

※令和2年3月15日(日)チェックアウト分までが対象となります。

(1) 国内向け宿泊商品について

●対象商品

下記、茨城県内の災害救助法適用の30市町※1における1泊以上の旅行・宿泊商品を対象として、料金を割り引いて販売する旅行者・宿泊事業者※2に補助金を交付します。

※1 災害救助法の適用を受けた30市町

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、八千代町、境町

※2 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者を除く。)

●割引上限額

旅行・宿泊料金(税込) (1人1泊当たり)	補助金額 (1人1泊当たり)	補助上限額 (1商品1人当たり)
6,000円以上10,000円未満	3,000円	【日本人旅行者】 15,000円
10,000円以上	5,000円	【外国人旅行者】 50,000円

※1人1泊あたり6,000円未満の商品は対象外です。

●割引上限額算出に当たっての販売価格帯について

(例) 1泊2食一人当たり10,000円(税込)2名様でご宿泊の場合、1泊1人当たりの支援額は、5,000円となります。

2. 茨城県ふっこう割利用に係る留意事項

●留意事項

※換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは対象外です。(クオカード、商品券等)

※もとの宿泊代金を大幅に上回るような宿泊プランも対象外です。

※ビジネス目的での使用や法人向け旅行商品(例:出張パック等)は不可となります。

※予約開始日以前及び交付決定日以前に申込を受けていたお客様には適用できません。

※宿泊を伴わない日帰り旅行商品

例:10,000円の宿泊商品に、エステ体験20,000円をつけて30,000円とした宿泊商品等。
制度趣旨に則った商品造成をお願いいたします。

(2) 旅行商品の販売開始時期等

●対象

募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品、手配旅行商品が対象です。

●旅行商品の販売開始時期等

<募集型、手配商品>

・県の交付決定日以降から割引いた価格で販売いただけます。

・県の交付決定日前に申込を受けていたお客様には適用できません。

・県の交付決定日以降に新規でお申込みのお客様へ、適用してください。

(例)交付決定日が1月10日の場合

12月25日に申込を受けた、1月の募集型旅行→割引販売開始前申込のため、割引不可

1月16日に申込を受けた、2月の募集型旅行→割引販売開始後申込のため、割引可

※交付決定日以降、新規でお申込みのお客様へ、割引を適用してください。

<受注型>

交付決定日以降に新規でお申込み(契約書手交)があったお客様が対象です。

お客様へ補助金を明記した契約書面(引受書、申込書、条件書等)を手交し、控えにお客様の印鑑又は署名をいただってください。県への報告の際必要となります。

※交付決定日～令和2年3月15日(日)チェックアウト分までの旅行・宿泊が対象となります。

2. 茨城県ふっこう割利用に係る留意事項

(3) パンフレット・広告などの条件

要項・旅行業法・各社約款ルールに則り、行程や宿泊プランの内容がわかる書類を作成し、最終案を事務局へ提出してください。

● 価格表示について

販売にあたっては、**下記文章と「補助後の販売価格」を表示するとともに**、お客様に対し、旅行の申込以前に補助金額を必ず明示してください。

記載文章:「この商品は茨城県ふっこう割の補助金により、〇〇円補助を受けています。」
既存商品については、下記の文章を記載した書面(下記【表示例】参照)を作成し、既存商品の旅行パンフレットに挟み込むなどをして取引条件の一部として取り扱ってください。

茨城県ふっこう割のご案内

茨城県ふっこう割とは、令和元年台風15号及び19号により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、県が交付する補助金です。

当社では、12月23日以降にお申込みのお客様に対し、この補助金を活用して、下記のツアーを割引いたします。

1. 対象ツアー

〇〇ツアー、△△の旅

令和2年1月10日から令和2年3月14日までの出発

2. 料金

販売額10,000円(茨城県ふっこう割5,000円分の割引適用後の価格です。)

※この商品は茨城県ふっこう割の補助金により、5,000円補助を受けています。

3. ご注意

①補助金の予算が消化され次第終了となります。

②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは弊社係員にお尋ねください。

*この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法12条の5により交付する契約書面の一部となります。該当ツアーのパンフレットと合わせてご確認の上、お申込みください。

旅行企画・実施: 観光庁長官登録旅行業第〇〇号
(株)〇〇トラベル
(一社)日本旅行業協会正会員

2. 茨城県ふっこう割利用に係る留意事項

●取消料は、観光庁・JATAの見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示すことにより、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」とすることが出来ます。

※OTAに関してはクーポンを利用しますので、取消料は割引前の販売価格が基準となります。

●二重価格表示にならないよう、事業者様で確認の上、ルール通りの表示をお願いします。

●受注型については、契約書面(旅行申込書・引受書等)に同様に記載してください。
お客様が確認した旨、記載のある契約書類コピーの提出が実績報告の際に必要です。

●宿泊実績がないものについては、補助金は支払われません。
※宿泊キャンセルとなった場合には、補助金は支払われません。

3. 茨城県ふっこう割補助事業者 申請及び実績報告について

■補助事業者の交付申請に関して

(1) 申請書提出期限について

<宿泊事業者> ※募集期間後、審査の上、決定通知を送付いたします。

一次募集期間:12月17日(火)~12月23日(月)必着(メール送付及び原本は郵送してください。)

二次募集期間:12月25日(水)~1月10日(金)必着(メール送付及び原本は郵送してください。)

<旅行会社>

募集期間:12月18日(水)~1月31日(金)事務局必着

(メール送付及び原本は郵送してください。※随時審査の上、決定通知を送付します。)

【メールアドレス】:ibaraki_fukkou@jtb.com 【宛名】JTB水戸支店内 茨城県ふっこう割事務局 宛

【郵送先】:〒310-0803 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル2階

※年末年始(12月28日~1月5日)は休業のため、その期間に郵送いただいた書類は、1月6日(月)の確認となります。

※誤送信の防止のため、FAXでの受付はしておりません。また、1社1つの申請にまとめて書類をお送りください。支店・営業所単位での複数の申請は受け付けておりません。

(2) 申請時の提出書類について

各種必要な書式は、観光いばらきHP、茨城県観光物産課HPからダウンロードしてください。

【宿泊事業者・旅行事業者(共通)】

①交付申請書(様式第1号)

②誓約書

③補助金算出シート(様式第2号)

④宿泊プランや行程表、パンフレットなど内容のわかるもの

⑤会社概要

以上の書類を各2部提出してください。(原本各2部)

(3) 交付決定額の通知について

事務局でお預かりした申請書につきましては、茨城県と適正であるか審査を行い、適正であると認めるときは、速やかに補助事業者に交付決定通知書(様式第3号)による通知を行います。

(4) 申請の取り下げ期間

申請の取り下げを行う場合は、補助金交付決定通知を受けた日から10日以内に申し出てください。

(5) 申請内容の変更

交付決定額通知後に、次に掲げる事由により申請の内容を変更する場合は、変更申請書(様式第4号)・事業変更計画書(様式第5号)・補助金算出シート(様式第2号)を事務局に提出してください。

●補助目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更

●補助金の事業の補助対象経費の30%を超える増減

【提出書類】

①変更申請書(様式第4号)

②事業変更計画書(様式第5号)

③補助金算出シート(様式第2号)

※交付決定額に変更を生じるとき → 変更交付決定通知書(様式第6号)により通知

※交付決定額に変更を生じないとき → 変更計画承認通知書(様式第7号)により通知

3. 茨城県ふっこう割補助事業者 申請及び実績報告について

(6) 補助事業の中止

補助対象事業を中止、廃止する際は、予めその理由を記載した書面により申し出てください。

(7) 実績報告(中間)

1月下旬を目途に販売状況の確認のお願いをしますので、ご協力をお願いいたします。
このことについては、事務局より改めてご連絡いたします。

(8) 実績報告

補助対象事業が完了したときは、実績報告書(様式第8号)を、事業完了した日から30日を経過した日又は令和2年3月20日のいずれか早い日までに、事務局に提出してください。

【提出書類】

- ① 実績報告書(様式第8号)
- ② 実績書(様式第9号)
- ③ 実績内訳シート(様式第10号)
- ④ 宿泊及び旅行実績が証明できる書類 ※1

【※1 宿泊及び旅行実績が証明できる書類について】

● 宿泊旅行

宿泊施設が発行する宿泊証明又は、それに代わる書類

(例: 宿泊クーポン写し等 宿泊日・人数・宿泊施設名が確認できるもの) ※コピー1部

※ 募集型・受注型・手配商品ともに必要です。

● 受注型企画旅行(周遊)

お客様に手交し、「この商品は茨城県ふっこう割の補助金により、●●円補助を受けています」の文章と補助金額が明示された引受書又は申込書、確定金額の請求書、最終行程表の3つの書類を提出してください。

● 受注型企画旅行(宿泊単品)

お客様に手交した、補助金額が明示された引受書又は申込書を提出してください。引受書に旅行代金が記載されていない場合は、請求書も提出願います。

(9) 補助金額の確定・請求

実績報告に応じて、補助金交付確定通知書(様式第11号)にて確定通知を行いますので、通知を受けた補助事業者は、請求書(様式第12号)を事務局に提出してください。

(10) 概算払い

補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助対象事業における概算払請求日までの割引総額を限度として、概算払いをすることができます。

【提出書類】

- ① 概算払請求書(様式第13号)
- ② 実績書(様式第9号)
- ③ 実績内訳シート(様式第10号)
- ④ 宿泊及び旅行実績が証明できる書類

4. 茨城県ふっこう割に係る証票及び不正利用防止

この事業は国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

(1) 事業所様で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について

宿泊内容が確認できる、宿泊施設が発行した宿泊証明、又は旅行会社が発行する宿泊確認書、宿泊クーポン(控え)等。清算払い申請時にコピーを提出いただきますので、原本の保管をお願いします。

(2) その他の証票について

その他、必要と思われる証票がありましたら、保管をお願いします。

■不正利用の防止について

(1) ビジネス目的での利用防止

本事業の目的である茨城県内の観光支援という観点からビジネス目的での利用を排除するため、法人カード決済や法人向け旅行商品(出張パック)などは補助対象外とします。

(2) ノーショウ防止

同じく茨城県内の観光支援という観点から、宿泊付きフリープランを購入して、実際には泊まらない、いわゆるノーショウについても補助対象外とします。

(3) 利用制限のための措置について

補助事業者等はビジネス目的、ノーショウといった本事業の不正利用を極力排除するため、ホームページ等で利用できない旨を明確に掲示してください。また、不正利用が発覚した場合、補助事業者は事務局へ通報することとし、事務局は事実を確認の上、本事業で利用した全ての割引相当額の返還を求めるなどの措置を講ずることとします。

■その他のご案内

- ① 事業終了後、事業報告書を提出いただきます。詳細につきましては改めてお知らせいたします。
- ② 報告内容に間違いのないように注意してください。
- ③ 実績内訳リスト表紙に、報告内容に相違の無い旨、署名・捺印をお願いします。
※署名・捺印は補助事業者様の代表者又は、担当部署の責任者をお願いします。
- ④ 事業終了時には、実績内訳シートを取りまとめて提出していただきますので、
実勢報告時に提出いただく、実績内訳シートのエクセルデータは保存しておいてください。
- ⑤ 制度の趣旨を踏まえ、要綱等で定めたルールに則った取組をお願いします。
- ⑥ 補助金をお客様へ還元せず、補助事業者の利益とすることは厳禁です。
- ⑦ その他のご不明な点は、事務局あてお問合せください。
- ⑧ 茨城県ふっこう割についての情報は、下記に掲載します。
 - ・ 茨城県ふっこう割特設サイト(<https://ibaraki-fukkou.jp/>)
 - ・ 観光いばらきホームページ
 - ・ 茨城県観光物産課ホームページ

※本事業マニュアルは速やかな事業実施を行う為、あらかじめ変更される場合があります。
逐次ホームページ等から確認をお願いいたします。

5. 交付決定～清算までの流れ

交付決定から清算までは下記のような流れとなります。
その都度、事務局からもご連絡させていただきますが、ご確認よろしくお願ひ致します。

交付決定

事業者様、販売開始

中間報告(様式なし)「事業者様⇒事務局へ」

1週間～2週間ごとに、下記内容につきまして、随時確認をさせていただきます。
お手数ですが、ご対応宜しくお願ひ致します。
※基本的にメールでご連絡いたしますが、メールアドレスがない事業者様は、
お電話にてご連絡をさせていただきます。

- ①予約人数(人泊)※すでに宿泊した分含む ⇒例. 90人泊
- ②予約に対する補助額合計⇒例. 360,000円
- ③すでに宿泊した人数(人泊)⇒例. 30人泊
- ④すでに宿泊した分に対する補助額合計⇒例. 120,000円

最終実績報告「事業者様⇒事務局へ」

事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれかの早い日まで
に下記を事務局に提出していただきます。

- ①実績報告書(様式第8号)
- ②実績書(様式第9号)
- ③実績内訳シート「表紙」(様式第10号)、実績内訳シート(様式第10号)
- ④宿泊及び旅行実績が証明できる書類
例) 宿泊事業者: 宿泊証明や宿泊台帳等
旅行事業者: 契約書や最終の請求書などマニュアル記載の内容

交付額の確定「事務局⇒事業者様へ」

最終実績報告書を確認の上、事務局より交付額確定通知書(様式第11号)を送付致します。

確定補助金の請求「事業者様⇒事務局へ」

交付額の確定を受けた事業者様は、下記の様式にて補助金の請求をお願ひ致します。
①交付請求書(様式第12号)

確定補助金の振り込み「茨城県⇒事業者様へ」

請求書を受けまして、茨城県より各事業者様へお振込みをさせていただきます。